

国民年金だよ



令和元年度国民年金保険料について

平成31年4月から令和2年3月分までの国民年金保険料額は、月額16,410円です。

令和元年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づき、令和元年度の保険料改定率0.965を乗じることにより、16,410円となりました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な

口座振替もあります。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置すると、日本年金機構（年金事務所）から強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務者の財産が差し押さえられることがありますので、期限内の納付をお願いします。納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負うのは配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納

付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場窓口で手続きを行ってください。

令和元年度分の免除などの受付は令和元年7月1日から開始され、令和元年7月から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請できる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある方は、年金事務所や役場窓口でご相談ください。

日本年金機構職員等を装った不審電話にご注意ください！

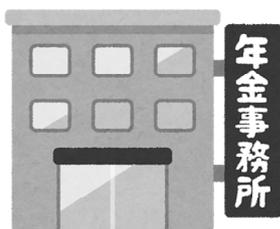
全国各地で、「日本年金機構」や「社会保険庁」もしくは「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号や家族構成、預貯金額を聞くなど、不審な電話や訪問や、「年金関係の書類」を配達できないなどと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名等の情報を入手しようとする電話があったという問い合わせも

寄せられています。

日本年金機構職員及び委託業者が訪問する際は、必ず写真付身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。

不審な点を感じたら、できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。怪しいと感じたら口座番号等の個人情報や話を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずにお近くの年金事務所または役場窓口や警察へお問い合わせください。



お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34 2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166 72 5002